

第6回札幌市市民自治推進会議

会 議 録

日 時：2021年3月26日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 3号会議室

1. 開 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 定刻となりましたので、ただいまから第6回市民自治推進会議を開催いたします。

本日は、年度末のご多忙のところ、また、早朝からお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日も長時間になりますが、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

前回の1月14日に開催しました第5回会議では、自治基本条例第31条と32条に定めがありますとおり、札幌市の施策や制度が自治基本条例の趣旨に沿ったものとなっているか評価いただくとともに、条例の規定自体についても見直すべきかどうか検討を行うものとして、第6章のうち、市政への市民参加の推進について定めている第21条と住民投票について定めている第22条についてご議論をしていただいたところでございます。

第6回目となる今回は、前回からの続きとして、第6章の第23条以降のほか、時間の許す限り、他の自治体等との連携協力について定めている第7章、市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価と条例の見直しについて定めている第8章についても検討を行っていただきたいと考えております。

また、前回の議論で委員の皆様から出された意見等の内容については、今回も事務局で準備した資料に反映しておりますので、そちらも併せてご覧いただければと思います。

なお、ここで傍聴席におられます皆様にお知らせいたします。

本会場内における写真撮影、録音、録画につきましては、この後、座長の進行による議事に入りましてからはご遠慮いただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、石黒座長、どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○石黒座長 おはようございます。

本日もまたよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めたいと思います。

今お話がありましたように、本日は、前回からの続きとして、市民によるまちづくり活動の促進について定めている自治基本条例の第6章の第23条から議論を進めていきたいと考えております。

まずは、議論に先立ちまして、前回提示されていなかった第7章と第8章の条文について、今回、新たに資料が加えられていますので、お手元の次第に沿って事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局（植木推進係長） それでは、事務局より資料についてご説明させていただきます。

次第に書いておりますとおり、資料については、資料1から資料3の3種類を用意しておりますが、このうち、資料2と資料3は、前回の会議で委員の皆様から質問がありまし

た件の回答に関するものとなっています。このため、今回は、資料1から資料3は全て一緒に説明させていただきます。

まずは、前回の会議でも提供させていただきましたが、自治基本条例の各条文について評価、検討を行うための作業シートという位置付けであります、資料1の札幌市自治基本条例の現状評価、課題について、前回の資料からの変更点や追加部分についてご説明いたします。

今回、資料1については、前回の会議で委員の皆様からいただいた意見などを追記するとともに、自治基本条例の第7章と第8章の条文を加えています。

資料1の1ページから15ページの中段までは、前回までの会議で資料としてお渡ししました自治基本条例の前文から第6章までの条文を記載しています。

表の一番右側の欄の現状評価・課題抽出には、前々回の会議で委員の皆様からいただいたご意見等の内容に加え、新たに、前回の会議でのご意見等について追記しておりますので、ご確認ください。

また、15ページ目の下段から17ページにかけては、自治基本条例の第7章と第8章の条文を新たに加えていますので、後ほどご説明いたします。

それでは、前回の会議の中で出たご質問について回答させていただきます。

まず、条例第26条に関する取組として、資料に掲載しておりました市民インターネットアンケート調査の結果についてです。

13ページ目の中段になりますが、前回の会議で市民インターネットアンケート調査結果のご説明をした際に、このようなアンケート調査について、年代や性別といった属性のクロス分析はしているか、また、それ以外に、関心のあるなしや参加意識についての項目とのクロス集計は可能であるかとのご質問をいただいております。

確認しましたところ、令和元年度調査については、昨年度に当該インターネットアンケート調査結果を集計した際に、併せて年代や性別といった属性でのクロス集計を実施していただきましたので、今回、資料2-1として市民インターネットアンケート調査クロス集計表を提出させていただきます。

ただ、当時、関心のあるなしや参加意識についての項目とのクロス集計は行っておらず、アンケートの所管部署に確認したところ、システム上、今から新たにクロス集計を行うことはできないとのことでありましたので、今回、資料としてはご用意できませんでした。

一方、平成28年度調査については、年代や性別に加え、まちづくり活動に関心があるか、まちセンを知っているかといった複数の項目を設定し、クロス集計を行っていただきましたので、今回、資料2-2として提供いたします。

資料の詳細については、後ほどご覧いただければと思いますが、ここで少し例を紹介させていただきます。

令和元年度調査について掲載している資料2-1の11ページのQ23をご覧ください。

札幌市が市民への情報提供を十分に行っていると思いますかとの設問のクロス集計を見

ますと、性別による回答差はあまりないことですか、「ある程度そう思う」という回答が、例えば、39歳以下と60歳以上という離れた世代でそれぞれ高くなっているといった年代ごとの特徴が把握できます。

次の例としまして、資料2-2の平成28年度調査の9ページのQ18を見ますと、先程と同様の設問に対して、まちづくり活動に関心のある方のほうが、関心のない方に比べ、「そう思う」、「ある程度そう思う」という割合が高くなっていることが読み取れます。

また、こちらの資料の12ページ目のQ24の、札幌市では市民の市政への参加の機会が十分に提供されていると思いますかという設問も、やはりまちづくり活動に関心のある方のほうが、関心のない方に比べ、「そう思う」、「ある程度そう思う」の割合が高くなっているなど、クロス集計ならではの傾向が読み取れると思います。

資料2については以上となります。

続きまして、前回、条例第21条に関する附属機関の公募委員について、公募委員制を導入している附属機関の公募委員の比率、公募委員として採用された委員の中での女性公募委員の比率、公募委員に応募された中での女性応募者の比率について出すことはできるかという質問をいただいております。

こちらについては、資料3の附属機関の委員状況として整理しておりますので、ご説明いたします。

資料3をご覧ください。

まず、資料の中段の(f)の項目をご覧ください。公募委員制を導入している附属機関において公募委員が占める比率は、おおよそ20%前後となっております。ちなみに資料の上段の(d)欄は、全附属機関の委員全員における公募委員が占める比率であり、こちらはおおよそ5%前後となっております。

次に、資料の中段の(h)の欄をご覧ください。公募委員として採用された委員の中で女性公募委員が占める比率は、おおよそ50%から60%であり、全公募委員のうち女性が半数を超えていることが分かります。

さらに、一番下の(j)欄をご覧ください。公募委員に応募された方の中で女性応募者が占める比率については、おおよそ30%から40%まで行かないところでして、附属機関の公募委員が募集された際に、実際に応募される女性は4割を下回っていることが伺えます。

前回の会議でいただいたご質問への回答は以上となります。

続きまして、今回、新たに資料1に追加した自治基本条例の第7章と第8章の記載内容に関し、各条文の概要をご説明させていただきます。

資料1に戻りまして、15ページ目の下段からご覧ください。

第7章の第30条は、他の自治体等との連携・協力について定めた条文となります。

この条文は、環境保全や産業・観光振興といった札幌市単独で取り組むことが難しい課題の解決については、他の自治体等との連携や協力が不可欠であることや、札幌市の権限

が及ばない国や北海道が管理するような事柄もあることを念頭に置いて定められたものとなっております。

第3次推進会議では、15ページから16ページにかけて記載していますとおり、条文の改正案が提言されていました。

内容としては、第30条では、海外を含めた各自治体や国との連携・協力について規定していますが、特に海外との連携について定めた第3項では、連携・協力を深めることと、得られた情報や知恵を札幌市のまちづくりに生かすことを記載しています。

そこで、自治基本条例の趣旨である市民が主役のまちづくりの観点からすると、市民への情報提供が必要であり、条文中に国際交流によって得られた情報や知恵を市民に広く提供する旨の表現を新たに加えるべきか否か、検討したものです。

ここで13ページの上段をご覧ください。

検討の結果として、自治基本条例の第26条で、まちづくりに必要な情報を速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとすることを定めております。

では、再び、16ページの上段にお戻りください。

先ほどご覧いただきました第26条では、市民への情報提供について定めていましたが、札幌市においては、既に国際部を中心にホームページなどで情報提供を行っていることから、必ずしも第30条第3項に市民への情報提供に関する文言を新たに追加しなければ十分な情報提供が行われまいというものではないとされています。

しかし、その一方で、市民にとって海外に関する情報は、国内や市内の情報と比べ、遠い存在であり、市民が入手する機会が限られてしまうことから、この第30条の条文に新たに明記することで、市民への情報提供を担保することが望ましいとされております。

提言された具体的な改正案は、16ページの中段に記載のとおりですが、札幌市では、市の取組のさらなる実効性を確保するため、報告書の趣旨について、全庁に向けた通知を行うなどの対応を行ったところです。

具体的には、16ページの右から2番目の枠の各条項に関係する主な取組・条例等の上のところに書いてありますが、評価結果を踏まえた市役所各局あて通知（H30.1）に載せている文面のとおり、国際交流で得られた情報等の提供について、国内の情報と比べて市民が入手する機会が限られることから、特段のご配慮をお願いしたい旨を明示し、全庁に通知で周知を図ったところです。

また、16ページの中段から下段にかけて記載がありますとおり、第3次推進会議での施策の評価として、国際的な視点について言及されています。

ここでは、札幌を訪れる多くの外国人に対する国際都市としてのおもてなしの視点を持つことが必要であり、国際的な観点を市民にも持ってもらうために必要な情報提供を行うべきということや、札幌市は、海外都市との連携や交流によって得られた情報を市のまちづくりの施策等に効果的に反映させるべきであり、海外を含めた他都市との連携によって得られるメリット等を市民に分かりやすく提示していくべきということ、さらには、市民

自治推進室で実施している市民自治に関するアンケートには、国際的な観点からの評価項目がないが、他の部局で実施している市民向けアンケート調査の項目等を確認し、必要に応じて市民自治に関するアンケートに反映するよう検討すべきといったことが提言されていました。

今回、このような国際的な視点に関する主な取組について資料に掲載しております。

国際的な観点を市民にも持ってもらうための情報提供や、海外を含めた他都市との連携によるメリット等の提示の取組例として、世界中の冬の都市が集まり、冬の技術や経験、まちづくりの取組を学び合うためのネットワークである世界冬の都市市長会というものがありまして、会議内容等について、市のホームページで市民に向けて周知を図ったり、他都市の活動紹介などを行ったりしています。

さらに、姉妹都市との交流活動も昔から盛んに行われておりまして、報告会で市民向けにも情報発信されています。

最近では、コロナ禍を踏まえて、オンラインによる札幌市と姉妹都市の学校間での交流事業が昨年から行われているところです。

また、市民自治に関するアンケートについては、国際的な観点からの市民意識の把握は継続的に行う必要があるものと考えており、行政評価制度を所管している総務局改革推進室で実施しているアンケートで、毎年、海外都市との往来や外国人との交流等を通じて異文化を理解し、世界の都市と交流を深めていくことに関心はありますかという趣旨の質問が設けられているところです。

続きまして、17ページをご覧ください。

第8章は、市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直しの項目であります。

第31条から第33条までは、今まさにこの会議で行われておりますが、施策や条例の評価、見直し、市民自治推進会議について定められています。

第3次推進会議では、第31条の施策の評価について言及されており、行政評価と市民自治の評価との連携に係る仕組みについて提言が行われています。

内容としては、行政評価の中に市民自治に関する項目を設けていることを受けて、行政評価委員会で市民自治の不足点が指摘されたら、市民自治推進会議でそれを審議する仕組みや、逆に市民自治推進会議で指摘した項目が行政評価委員会に反映される仕組みがあると良いのではないかとというものでした。

この提言についてですが、行政評価委員会は、札幌市の施策、事業について、必要性や有用性、効率性などの観点から、見直し、改善に関する評価、提案を行っております。

行政評価委員会の結果は全て公表しておりまして、市民への情報提供に努めているほか、特に市民目線を踏まえる必要性が高いテーマについては、市民が直接参加する市民参加の取組として、例年、ワークショップを開催し、いただいた意見を評価に生かすなど、市民自治の推進に向けて工夫しているところです。

ただ、市民自治そのものについて議論するこの市民自治推進会議と行政評価委員会は、やや異なる視点による検証を行っていることもありまして、両取組の連携について具体的な仕組みの構築には至っていないところであります。

事務局からの説明は以上でございます。

○石黒座長 ただいま、資料1の新しい部分、それから、資料2-1、2-2、資料3について説明をいただきましたが、ご質問やご意見、その他、何でも結構ですので、ご発言をお願いいたします。

○鈴木委員 質問ということではないのですが、今回、資料2-1、資料2-2、資料3を出していただきました。前回の会議において、私からインターネットアンケート調査のもう少し詳細なクロス分析について質問をさせていただいたほか、資料3に関して言いますと、女性委員の割合についても質問させていただいた訳ですが、このように詳細な資料を用意していただいたことに感謝を申し上げます。

特に、システム的な問題があるということで、関心があるなしといったクロス集計の結果について、令和元年度分は少し難しいということでしたけれども、遡って調べていただいていることにも感謝を申し上げます。

その上で感想という訳ではありませんけれども、皆さんもこのデータを見ていただいてそれぞれ思われたことがあったかと思えます。やはり、性別や年代で見ることによって、条文には直接関係ないかもしれませんが、市民への周知手法を検討する際に非常に参考になるかと思えます。

もう一つ、資料3の女性の公募委員の件についてです。

私からも申し上げましたけれども、公募委員のほか、当て職と言ってしまうのが悪いのですが、各種団体の方や有識者などは別に考えないといけないと思っております。

先ほどのご説明にもありましたように、(h)の採用された中での女性公募委員の割合、あるいは、応募者の中での女性の割合の数字が出ております。札幌市を持ち上げるつもりはないですけれども、公募委員の中で女性委員の割合が3割前後で推移しております。また、実際に採用された女性委員の割合が50%を超えています。これについては区別をしていないとは思いますが、女性の考えの尊重ということで、公募委員に関しては女性を積極的に採用しているという結果だと受け取っておりますし、札幌市としては非常に努力しているのかなと思いました。

○石黒座長 ご指摘、ご提案の内容も入っていると思います。

ほかにありませんか。

○皆川委員 今のお話に関連して、私は、公募委員の女性採用比率については、逆に、市の努力があまり伺えないなと判断しました。女性の比率というのは、男女共同参画の視点なので、市民自治の観点とはあまり関連がないのかなとは思いますが、札幌市は、女性委員の比率を上げるために、市民公募の中だけ女性の比率を上げていて、おっしゃった当て職については、業界なり関係者に対して、もっと女性を出してくださいよという働きかけ

が不足しているのではないかなと思っています。

○石黒座長　そういう面も確かにあろうかと思えます。ただ、お願いしたところにさらにこういうふうにしてとはなかなか言いにくいということもあるのかもしれないし、そもそも、団体内のこともあろうかと思えます。経団連で初めての副会長という話が出ているくらいで、なかなか厳しいところもあるかと思えます。

ただ、ご指摘の点について、市としてはこういうことでやっているの、できる範囲になろうかと思えますが、ご配慮をお願いしたいということも必要かなと思えます。

○皆川委員　ただ、それにより公募委員のほうにしわ寄せが来ているのです。

女性の応募者数が三、四割程度にもかかわらず、半数以上が採用されていますよね。全体の中で女性の比率は40%という目標が立てられており、そちらのほうでの女性採用が多いので、しわ寄せが来ている訳でして、それは改めてほしいと思えます。

○石黒座長　それはそのとおりだと思います。札幌市ではありませんが、別の自治体の中で、委員ではないのだけれども、応募したのに外された男性の委員が、おかしいではないか、自分の参加権が侵害されているとって事務局に苦情を言った例も確かにあります。

考え方はいろいろあろうかと思えますが、ご指摘のとおりのも間違いなく事実としてあると思えます。ただ、それは、全体が上がっていくと、当然、公募委員のほうでなるべくみたいなことは必要なくなってくるということになろうかと思えます。

○鈴木委員　別に反論するつもりはありませんが、確かに、各団体をお願いするときにはもうちょっと努力すべきということはあると思えます。

ただ、座長がおっしゃったように、私の大学でも女性教員の比率を高めるために結構いろいろとやっているのですけれども、結局、業績がネックになったり、そもそもの応募が少ないといったジレンマを抱えています。ですから、これは市だけの問題ではないのです。

最近、SDGsが言われていますけれども、各種団体の構成を見ますと、やはり、男性の比率が高いというのは事実です。そこで、それを市民自治の問題とするのではなく、札幌市全体として比率を高めていく、あるいは、先ほどおっしゃったように、依頼するとき可能な範囲でお願いをするということになるかと思えます。

過度なお願いだと強制になってしまい、また問題になると思いますが、そういった努力も図っていただくようお願いしたいと思えます。

○石黒座長　お2人の委員からのご指摘はもっともだと思います。その調和を図りながら、できるだけということですね。これは一致しているかと思えますし、恐らく、やっていかなければいけないだろうと皆さんも思われていると思えます。

また、学識経験者に関し、大学の先生や弁護士だと女性も均等割りぐらいになりつつあるのかもしれないけれども、各種団体となると、それぞれの団体の事情もきっとあつたりすると思うので、なかなか大変かと思えます。

ただ、それを踏まえて、今、ご指摘があったように、結果として公募委員のところ、ゆがんだという表現が適切ではないかもしれませんが、問題も生じるということも

あり得ます。それは市の方も重々承知された上で努力されているのだとは思いますが、なお一層お願いしたいと思います。

関連してでも結構ですし、そのほかの点でもいいですが、資料1から資料3に関して何かございませんか。

○宮本委員 私は、今のお話やアンケート結果の数字を見ていて、すごく判断がしにくいなと思っていました。目標の数値があるとそこに達しているかどうか分かるのですが、ただパーセンテージが少ないところを見て、では、その数値を上げるとき、100%を目指せばいいのか、高ければ高い方がいいのかということはあるかと思います。

例えば、先ほどのアンケートの23番目の数字を見たときに、それが低いから悪いのか、それをもっと高くしていけばいいのか、その基準というか、目標があると分かりやすいなと思いました。

○石黒座長 こういうアンケートで聞いている項目の何%以上になることが望ましいと考えた上でアンケートをやり、評価することが必要ではないかということでしょうか。

○宮本委員 私の意図が間違っていたら申し訳ないのですが、数字としての事実は分かりましたが、どの程度を目指せばいいのかというところがまた別にあるのかということです。

○石黒座長 市として何か持っているものはあるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） このアンケートの数値につきましては、このぐらいを目標とするという値は定めていません。

○宮本委員 またそれは別な作業だと思いますが、では、どの程度の目標が達成できれば、私たちはやれたねというふうに判断できるのかというのは、また別に必要なのかなと思ったところです。とにかく高く頑張ろうと思うと、何から手をつけていいのか分からないので、何をどう攻めていけばいいのかというのは、目標がないと考えるのが難しいなと思いました。

○石黒座長 もちろん、今はないとしても、この結果を見て、また、市内部でこれではちょっと低過ぎるのではないか、もうちょっと高めなければいけないのではないか、そのためにこういうことをしていけないといけないのではないかと出てきて、それが大きな動きになったりするかもしれませんね。

もう一つ、この結果を踏まえ、まさに、市民自治推進会議として、低過ぎるのではないかと、せめて何%ぐらいの人がある程度やっているねという評価をしてもらえるようにすべきであるなどとなれば、そうした提言を出し、それを受ける市として新たな努力をしていくことになると思います。

あるいは、もっと別の場所でもこの結果を見て何かが出るかもしれません。

今日すぐと言われても出てこないと思いますがけれども、次回までに考えて、この項目はせいぜいこのぐらいは必要ではないか、なぜならばこうで、そのためにはこういうことが有効なのではないかというご意見をお聞きして、そうだねとなれば、それを提言に盛り込むことになるかと思います。あるいは、そこまではいかないけれども、やはり目標数値みたいなものを置く必要があるのではないかとすれば、それを入れてということになると思

います。

○皆川委員 今、アンケートの数値の関係のお話が出たので、関連してお話しします。

確かに、アンケート項目で絶対値の数値目標を置くのはある意味有効だと思いますが、どこを目指すのだというのは、なかなか難しい話だと思うのです。

ここで私が象徴的だなと思ったのは、13ページの中段の札幌市が市民への情報提供を十分に行っていると思うかというところで、平成28年が41.7%、令和元年が25.8%と激減していますよね。こういう激減したトレンドを見て、札幌市は、市民自治の視点でもいいですし、広報、広聴の視点でもいいですし、これは明らかにまずいよね、何か改善しないとだめだよねとって、何か行動しましたか。もししていないのであれば、なぜしていなかったのだ、どうやったらできるのだという仕組みづくりが大切だと思うので、このトレンド変化について、どんな行動があったのかというのを教えてほしいのです。

○事務局（植木推進係長） こちらのインターネットアンケート調査結果の内容については、もちろん公表されているものですので、各部局でも把握できるものになっておりますが、令和元年度の結果に関しては、確かにおっしゃられますとおり、例えば、こういった結果を受けて、具体的にここを改善するべきだということについて、局内に周知を図ったりといったことは、行っていない状況です。

○皆川委員 例えば、市民自治推進本部会議でこういったデータを提起することは可能ですか。

○事務局（植木推進係長） 推進本部会議は、昨年度は行っていない状況ではありますが、会議の中でこういうデータを示して議論を行うことは可能だと思います。

○皆川委員 そういうことが大事だと思うので、やっていただければと思います。

○石黒座長 重要な指摘ですね。

確かに、これをどう捉えるかも含め、考えなければいけない結果が出ているかと思えます。それがなぜなのかとなりますといろいろとあるのでしょうかし、アンケートで同じ人たちに聞いているのだったらはっきりしますよね。

インターネットアンケートだから無作為抽出だと思いますけれども、どうですか。

○事務局（植木推進係長） インターネットアンケートは、モニターに登録している方が回答の対象となります。回答の必要数が集まった時点で締切りとなりまして、そういう意味では、このアンケートのモニターに登録している人の範囲に限られる面はあるかと思えます。

○石黒座長 でも、自ら登録しているということだから、一定の関心を持っている人たちということですね。

ほかにございませんか。

○鈴木委員 今、数値目標の話が出ましたので、一言、お話ししたいと思います。

以前も申し上げたと思いますけれども、こういったアンケートだけではなく、今おっしゃったように、サンプルの問題があるかと思えます。

例えば、広報さっぽろについては、紙媒体が多い中、二、三年しかたっていないので、そんなに大きな変化があるとは思えないのですけれども、最近は、SNSなど、そういったところに情報をという意識が結構高い傾向にありますので、そういった影響もあるのかなと思っています。

加えて、指標をどう持つかです。

私は、あるまちで行政評価の委員をやっているのですけれども、そこでも指標をどう取るかは出されております。例えば、以前もデータを出していただきましたが、まちづくりのワークショップへの応募数です。そういった活動の中での参加者数の推移も置くなど、少し総合的に目標を捉えていくことも非常に重要かと思えます。

アンケート結果もきちんと調査したものですので、それなりに大きな指標にはなりませんけれども、一つの指標だけに捉われることなく、全体的に見ていくことも必要ではないかなということなのです。

○石黒座長 今のご指摘を念頭に置いた上で、しかし、こういう数値が出ているということが確認された訳ですから、それをどう考えるか、問題にする必要があるのかどうかは考える必要があるかと思えます。

また、先ほど宮本委員が言われた数値のことについてはまた難しい部分があるかなと思いますけれども、資料1において、第3次市民自治推進会議では、国際的な視点といいたいでしょうか、アンケートの項目に入れたということがありましたよね。そういうように、皆さんから、アンケートの扱いといいたいでしょうか、アンケートの仕方や結果について、こういうふう考えるべきだというご意見を出せば、それを受けて一定の対応をしてもらえらると思いますので、先ほどの繰り返しですけれども、今日すぐに出なくても、次回以降にお願いしたいと思います。

○柴田委員 先ほど市からアンケートは登録した方にお聞きしました。そうすると、1問目は、単純にそう思う、そう思わないでいいにしても、2問目でもうちょっと詳しく評価できるようなアンケートを取られたらどうかと思えます。

というのは、登録している方はそれなりに市政に関心のある方だと思えるからでして、このように、そう思う、そう思わないではなく、その理由は何ですかと聞くことは可能でしょうか。

○事務局（植木推進係長） アンケートに自由記載欄を設けることは可能です。

○柴田委員 そうすると、もう少し実態がつかめるのではないかと思います。

○石黒座長 令和元年、あるいは、平成28年のインターネットアンケート調査の際にそういう欄はなかったのですか。

○事務局（植木推進係長） 自由記載欄を設けている設問もあれば、設けていない設問もあります。

○石黒座長 それであれば、大変だと思う人は書かないし、言いたい、もう少し説明したいという人はそこに書かれると思いますので、それで中身を把握できると思います。それ

に、紙とは違うので、枚数が増えてしまうということもないでしょう。

ほかにございませんか。

○池田委員 関心がある人はアンケートに答えると思うのですが、このアンケートに回答している人の中で、公募委員をやりたいという人はいるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） こちらのインターネットアンケートにつきましては、設問の中で、例えば、公募委員をやりたいと思いますかという設問は設けていないので、アンケートに回答されている方が公募委員をやってみたいかどうかについては、ここからは直接把握できません。ただ、今後、そういった設問を設けることを考えることは十分可能かと思えます。

○池田委員 私は、広報さっぽろやインターネットで公募委員の募集を見るのですが、何歳以上、何年と書いてあっても、まず、その公募委員の中身が分からないのです。

皆さんは継続してやられているので、中身が分かると思うのです。皆川委員もすごく勉強をされていると思います。でも、私は勉強不足で、どうやっていけばいいのかも分かりません。

そういう意味では、どの公募委員にも、流れの途中から入ると全く分からない、意見も言えないという面があるので、面接のときでもいいので、こういう内容ですよということをつけ加えていただけると事前に分かり、すごく安心できるかなと思います。

○事務局（植木推進係長） 公募委員の募集をする際、どのような役割が求められているかを分かりやすく説明することはまさに情報提供ですね。そこは私どもも意識していきたいと思えます。

○石黒座長 今の話はこの会議で継続している人というお話だったのですか。

○池田委員 どの委員会も同じだと思います。

例えば、新しく入りましても、その前の話が全く分からないですよ。どういう流れでどういうふうになったかの説明をいただきたいということです。

○石黒座長 公募委員を公募するときに、その委員会はどういうことをやるのかをもう少し分かりやすく情報提供するべきではないかというお話ですね。

○池田委員 はい。

○石黒座長 それは確かにあると思うのですが、逆に、委員に任期を置いたり、公募委員を置いたりしているのは、それまでの経緯を知らなくても、そういう人たちの考え方や意見も反映されるべきだ、必要だという面もあると思うのです。ただ、分からなかったらそもそも何も言えないというのもおっしゃるとおりかと思えます。

そのため、丁寧な情報提供に努める必要がありますし、実際に公募された立場の委員からしてみれば十分に分かるようになっていないものが多いということですね。

ちなみに、登録する際は、あなたがまちづくり活動に関心を持ったきっかけはという設問がありましたよね。ですから、このようなことに関心のある人たちというのは分かる訳ですよ。

何が言いたいかという、そういう問題について委員会を立ち上げることになっており、そこに応募してもらった訳ですから、その人たちに対し、こういう問題について検討する委員会をつくり、そして、公募委員を募集しますという情報を伝えるというやり方ではできないでしょうか。あるいは、もうやっていますか。

○事務局（植木推進係長） 例えば、私どもで行っている市民参加メールマガジンみたいなもので公募委員募集の情報を流すことはございます。

○石黒座長 テーマごとにピンポイントにそういう人たちにとということではなく、メールマガジンに登録している人たちにばっと流す訳ですか。

○事務局（植木推進係長） 公募をやるときは、各部局において、広報さっばろにその旨を載せるなど、様々な手段で周知を図っていると思いますが、例えば、そういうものに特化して、ここを見ればという窓口みたいなものは設けておりません。

○石黒座長 なかなか難しいと思うのですが、すごく関心を持っている人は、常にと言ったら変ですが、その問題について見ており、何があるのだと分かってから行くと思います。逆に、全く関心がない人は、そうした情報が伝わってきても、何だ、これはという感じになるかと思えます。そして、その中間というか、関心度は低いけれども、一定の関心はあって、機会があればやろうかなと思っているような人は分からないままということもあろうかと思えます。

たくさんのものがわーっと来ると、洪水になって、遮断してしまうこともありますが、自分が関心を持っている情報が一定の範囲で来ると、これなら行けるな、この時期なら大丈夫だなとなるのかもしれないですね。

何でこんなことを言うかという、規模が小さい別の自治体では、サポーター制度といって、登録してもらい、どういうものに関心があるかを書いてもらって、それに関わることがあるときはその人たちに連絡していると聞いたからです。

情報提供の仕方については、先ほど池田委員からも指摘がありましたけれども、そういった種類のよりきめ細かなとか、親切なとか、おせっかいになり過ぎるといけません、そうしたことがあるのかと思えます。それはそれでまずい面が出るかもしれませんが、まだ工夫の余地はあるのかなと思えますので、一層進化させていっていただきたいと思えます。

ほかにありませんか。

○武岡委員 アンケートのクロス集計は、すごく面白くて、大変興味深く拝見しました。ただ、ちょっと思いましたのは、年代の区分で、年齢が一番低いのが39歳以下となっていますよね。でも、20代と30代では考え方が結構違うと思うのです。若い人にどうやってまちづくりに関わってもらおうか、関心を持ってもらうかも大事なことだと思うので、ここを分けることはできないのかなと思いました。

また、平成28年と令和元年の二つの結果をいただいたのですが、令和元年は、さぼーとほっと基金に関する質問が5問ほど増えているので、多分、アンケート項目が少し変わ

っているのですよね。経年的な変化を比べることも必要だと思うので、むやみに変えないほうが良いということはあると思いますが、前回の第3次の会議の中で出た「このアンケートには国際的な観点からの評価項目がないから加えてはどうか」という指摘についても、結局、やっていない訳です。でも、その代わりに、多文化共生の観点から外国人の市民を対象にしたアンケートをやっているということだったのですが、マジョリティーの日本国民である札幌市民の意見を聞いてみることも必要ではないかと思います。

例えば、毎回さぼーとほっと基金のことを聞く必要があるかということ、そうは思わないので、毎回聞く質問と何回かおきに聞く質問があつていいと思うのです。国際的な観点からの評価が海外との交流なのか、趣旨はよく分かりませんが、やはり、外国人の住民の方が増えている状況があるので、そういったことに関するアンケート項目を考えてみることも必要ではないかと思いました。

○石黒座長 アンケートの仕方についてのご意見をありがとうございます。

ちなみに、年代を39歳以下と一かたまりにしているのには何か意味があるのですか。

○事務局（植木推進係長） インターネットアンケートのモニター登録者の年代については、20代以下の方が非常に少ないので、サンプル数的に39歳以下というカテゴリーでまとめなければ、同じような数を確保できないと聞いております。

○石黒座長 令和元年や平成28年は駄目かもしれませんが、もし人数が増えてきて、30代の人でも一定の人数になった場合は分けて数値を出すことができるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） システム的にはできるかと思しますので、若い世代の登録者が増えてくれば、そのような意見を捉えることも可能になってくると思います。

○石黒座長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 アンケートの数値について、今、皆さんからお気付きのこと等を幾つか指摘いただきましたが、もっと見ていったらいろいろとあろうかと思えます。今、もう既に前に検討したところの話が出たりしていますが、次回以降、また新たに気づいた点、こうしたほうが良いのではないかということがあれば出していただければと思います。

また、資料1の現状評価、課題について、今までの部分も含め、こういう指摘をしたのだけれども、入っていない、これは自分の指摘だと思うけれども、内容が違うということがあれば、会議の前に事務局に指摘いただきたいと思えます。

それでは、資料に関しての質問や意見はここで一旦区切って、条文ごとの議論に入らせていただいでよろしいでしょうか。

○柴田委員 事務局にお聞きします。

まちづくりセンターの自主運営についてはなかなか動きがないのですが、今度、東区のほうで1件あるという話を聞いております。ところが、豊平区の月寒は、逆になり手不足ということで、また市にお返ししたという話も聞いております。

札幌市としては、まちづくりの拠点だから、まちづくりセンターは、自主運営が望まし

い、そちらに行ってくれという姿勢なのか、それとも、そうでもなく、中途半端なのかは分かりませんが、全然進んでいないだけなのではないでしょうか。

また、まちづくりセンターについては、僕の感覚として、認知度が高いのだろうなと思っていたのですが、アンケートを取ると割とそうでもないのですね。

私の豊平地区は、児童センターが併設していて、体育館と大広間がある複合施設で、土曜日、日曜日もやっております。会館の利用も午前の部、午後の部、夜間の部の3部に分かれており、結構活発に利用されています。

こういう複合的な施設と、札幌市のパンフレットが置いてあるだけと申しますか、謄本などの受付などの行政事務だけをやられているまちづくりセンターとの比率を教えてくださいなと思います。

○事務局（植木推進係長） まず最初に、2番目のご質問についてです。

今、何%かという資料を用意しておりませんので、次回、各まちづくりセンターの施設ごとの特徴を踏まえた資料をご用意させていただきます。

次に、自主運営のまちづくりセンターについてですが、札幌市としては市民自治を実現するための非常に有効な手法だと考えております。しかし、その推進に当たりましては、あくまで地域の皆様にと申しますか、自分たちでやりたいと思っていただき、手を挙げていただくことが前提と考えております。

と申しますのも、自主運営を実際に行うとなりますと、地域で人を雇うほか、自ら必要な手続をやるなど、一定の負担が生じますので、そういったことを踏まえて、それでも地域の理想とするまちづくりを実現するためにぜひやりたいと言っただけのところの発意によって進めていくことが必要と考えており、私どもとしてはそれを最大限支援していくといったスタンスで取り組んでおります。

○柴田委員 もう一点、自主運営されているところの職員についてですが、いろいろな個人情報扱うので、守秘義務が課されていると思います。そうすると、そこで働いている方の身分というのは準公務員となるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） 自主運営についてですが、委託契約という形を取っております。委託契約の中では、もちろん、個人情報について取り扱うときの項目も設けておりますが、準公務員という扱いはしていません。

まちづくりセンターでは、戸籍や住民票の交付手続をやっており、以前は、この交付事務だけは公務員の身分を与えて処理していたのですが、現在は、それも含めて業務委託と整理させていただいております。

○石黒座長 その委託契約には守秘義務も入っているのですね。

今いただいたご質問とご意見は、第28条のまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりに関わる内容でした。

ほかにありますか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 では、それぞれの条文のところ、さらなるご質問やご意見を出していただくことにします。

今日は、先ほどもお話がありましたように、第23条の条文から意見出し等をしていただきたいと思います。

資料1の11ページの一番下の第23条の市民によるまちづくり活動の促進に関しては、いかがでしょうか。

条文といっても、関連したりするので、違う部分についても出していただいて結構です。中心的な視点、フォーカスするところが第23条という程度で、何でも結構ですので、ご質問やご意見、その他ございましたら、お願いいたします。

先ほど、アンケートのところでは、さぼ一とほっと基金の話がありました。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 終わりということではなく、次のところに行って、また戻るといふふうにしていただければと思います。

第24条の青少年や子どものまちづくりへの参加については、現状評価、課題抽出のところにあるように、今までの中で既にご意見をいただいている訳ですが、いかがでしょうか。

確認ですが、いわゆる子どもの権利条例の中で、まちづくりへの参加という部分の条項はかなり入っているということなのですか。子どもの権利条例は、たしか所管部署がありますよね。そのときに、自治基本条例の第24条の運用や取組状況に関わるチェックや評価というのは、そちらの部署の関係でもやっているのでしょうか。

○事務局(植木推進係長) 今お話がございましたとおり、子どもの権利条例の所管部局は子ども未来局になります。

まず、チェック体制に関し、第24条の青少年や子どものまちづくりへの参加について、私どもで進捗しているかどうかのチェックは行っておりません。

ただ、ここは私どもが直接所管していなかったものもありますので、改めて所管部局にも確認した上で正式に回答させていただきたいと思います。

○石黒座長 たしか、子どもの権利条例の関係でも委員会や審議会がつくられていたように思いますので、そこでチェックをやっているのかも併せて確認いただければと思います。

資料1の12ページの第24条関係の取組のところに挙がっているのは、子ども未来局で所管している取組と理解してよろしいですか。

○事務局(植木推進係長) もちろん、全てが子ども未来局ということではありませんが、そういったところが中心になろうかと思います。

○事務局(柴垣市民自治推進課長) 今の質問は主な取組のところの掲載は全て子ども未来局かという確認でしたか。

○石黒座長 そうですね。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 子どもや青少年に関わりのあるものについては、各局でそれぞれ事業化しております、特に、市民自治推進室に関しては、主な取組のポツの3番目の小学校3年生以上の小学生向けの子どものまちづくり手引書、その下の4番目の次世代の活動の担い手育成事業というのは、小学生、中学生、高校生、大学生に向けた育成事業があり、子どもの権利に関わるものがあれば、それぞれの所管局でやっていることとなります。

○石黒座長 そうすると、この取組のポツの三つ目、四つ目はこちらでやられているということですね。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 市民自治推進室でやっているものになります。

○石黒座長 ほかにありませんか。

○鈴木委員 今のチェックに関して、先ほどから目標のような話も出ていますが、具体的に数字の中身までは結構なので、経年的に取られているデータがあるのかどうかも併せて確認していただければと思います。多分、参加者には取られていると思うのですが、青少年や子どものまちづくりへの参加の条文でもありますし、こういったデータを取られていて、こういった情報としているのかを確認していただければ、それがチェックにもつながると思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（植木推進係長） それでは、所管部局などにこういったデータがあるか、次回の会議までに整理して、お伝えしたいと思います。

○石黒座長 ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 出てきたらまた後で言っていただくということで、次に、第25条の情報公開については、いかがでしょうか。

○皆川委員 1点質問です。

文書の公開請求の関係なのですが、実績として処理件数を出されても、これは100%と読んでいいのでしょうか。公開を拒否した件数というのはあるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） こちらの処理件数に拒否が含まれているかどうかは、申し訳ありませんが、厳密なところは把握しておりません。ただ、一般的に公文書公開が求められた際に、全く開示しないというものは非常に少ないものと考えられます。

公文書公開は、通常、個人情報などのお見せできない部分を黒塗りにすることはありますが、公開できるものは、そういったことをした上で公開するのが大原則になります。例えば、文書不存在ですとか、いろいろな状況があって、それが数字上、どう処理されているかは確認させていただきたいと思いますが、全く未公開というものは非常に少ないものと考えております。

○皆川委員 当然そうだと思うのですが、情報公開を確認するに当たり、請求件数に対して、所管箇所が多いので処理件数が増えていますと言われても、請求件数に対する実績がどうなのだというのはいくらも見えません。僅かであっても拒否したものがあるのかどうかと

いうことのほうが重要だと思うので、そちらの数字を出していただきたいということです。
○事務局（植木推進係長） 確認させていただきます。

○石黒座長 今の皆川委員の意見につながるかもしれませんが、例えば、この表の令和元年のところでは、278件の請求があったということですね。これは分かります。584件の処理件数ですといった場合、278件の中に複数あるから多くなっているのだろうなということは分かるのですが、例えば、278件全部について処理されたのか、未処理が何件あるのか、それから、処理したとしても非開示もあるだろうからというのが分からないので、そういうのもということですね。多分、行政情報課で持っているのではないかと思いますので、可能であれば、お願いします。

また、こちらは、たしか情報公開条例の中で審査会と審議会が置かれて、毎年、審議会で実施状況を報告して、何かあれば指摘するというシステムになっていたかと思っておりますので、今、質問のあった数値についても、もしあるのであれば、出していただきたいと思っております。

第25条関係について、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 次の第26条の情報提供については、これと密接に関わるものですから、情報公開の話も出るかもしれませんが、いかがでしょうか。

これは、先ほど、公募委員の公募のときの情報提供の話も出たりしていましたが、アンケートの仕方についても幾つかご指摘等がありましたので、必要な情報の収集にも関係してくるのですかね。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 また後で出していただければと思います。

次に、第27条の個人情報の保護については、いかがでしょうか。

ちなみに、第27条関係では、何件の請求があったというのが載っていない訳ですが、何か意味があるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） 個人情報については、例えば、個人情報を持っている本人が自分の個人情報を開示請求することはできたかと思いますが、そういうデータがあるかどうか、申し訳ありませんが、把握しておりませんでしたので、併せて確認させていただきたいと思っております。

○石黒座長 たしか、こちらも条例に基づく審議会があり、実施状況等を報告されていたように思います。

また、そういうことは関係なく、適正に扱っているかですね。時々、問題があると新聞に出ることもありますし、先ほどのまちづくりセンターの自主運営について、個人情報などを取り扱うときのお話もありました。一時は、高齢者といいますが、人知れず亡くなっていることがある訳ですが、そういうことを避けるために見守り活動をやらうとなっても、そういう高齢者がいるかどうかの情報が得られないということもありました。

これは一定程度、改善されたといいますか、個人情報保護と調和を図りながら、そういうことができるような制度改正があったと思います。しかし、これを悪法だと言っている人も現れた時期もありましたよね。

そういう日々の活動の中で、条例にまちづくり活動を阻害しているところがあるのではないか、逆に、だだ漏れまではいかないにしても、十分保護されていない事例が見られるなど、お気付きの点はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、後の全体のところでお出しいただきたいと思います。

次に、第28条のまちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくりの部分については、先ほど、柴田委員からご質問とご指摘がありました。いかがでしょうか。

第29条の区におけるまちづくりにも結構関係するかと思いますので、そちらも併せてでもいいですし、それぞれ単独でも構いません。

先ほどのまちづくりセンターの自主運営は、市として進めていきたい、そして、支援していきたいと考えているというお話があったと思いますが、意見調整の場とか、区民協議会的なものも広げていきたいというお考えはあるのでしょうか。

○事務局(植木推進係長) まず、第29条に区民協議会について書かせていただいておりますが、この区民協議会は、まさに自治基本条例ができた時期にこういったものをつくっていきこうということで動き出しまして、今、全区に設置されています。

○石黒座長 失礼しました。

○事務局(植木推進係長) また、まちづくり協議会についても、こういった地域の様々な団体が参加されているような活動を私どもはぜひ支援していくということで、まちづくりセンターとしても支援を行っているところであります。

○石黒座長 実際にいろいろ活動されている場面で、こういう部分に支援が必要と感じているといったご意見等は、よろしいでしょうか。

○皆川委員 事務局にお伺いする案件かどうか、私も判断がつかかぬのですが、この推進会議に参加するに当たって市民自治を進めるためにはどうしたらいいのかを考えたとき、私の関心は、市政への市民の意見の反映ということで、附属機関やパブコメ、行政評価といったところが肝だなと思っています。

と言いつつも、例えば、地域のまちづくりセンターを使って、事務の方を煩わせず、地域でできることは地域でやってくださいねという考え方も重要なのではないかなとも思っております。

ここは私も本当にそうなのかどうかの自信が持てないところですが、要は、市は、手を離したいというか、サポートはしますけれども、できることは自分たちでどんどんやってくださいねとしたいのですよね。そのためのまちづくりセンターで、市民が自発的にやることで、まちづくりなり、市の運営が回っていくようにしたいがための自治基本条例なのではないかと思っているのですが、それは間違っていますか。私はその観点で考えたいと

思っているのですが、どうなのでしょう。

○石黒座長 多分、全面的にということはありませんように思うのです。全てをとりますと、それでは役所はもう要らないとなりますよね。ですから、現状では足りていない、もっと進めていかなければいけないという意味で市がやることは残るのでしょうか。市役所がやっていることが減っていくことにはなるのでしょうか、そのときのサポートといいますか、いろいろなことで逆にもっと大変になる可能性があるかもしれません。そのため、ゼロになる方向に行っているということではないのではないかと勝手に思っているのですが、何かありますか。

○事務局（植木推進係長） 自治基本条例というのは、まさにパンフレットにも書いておるとおり、市民自治によるまちづくりを進めるためのルールだと私も考えております。

市民自治によるまちづくりというのは、自分たちのまちのことは自分たちで考え、話し合い、みんなの力で行動して解決していくというもので、行政を頼らずという言葉が適切かどうかはさておき、自分たちでできることは自分たちでやっていきたいと思いますという考えではあります。

ただ、当然、市が担うべき役割もありまして、そのため、市政への参加ということがあります。

この二つは両輪といいますか、どちらが重いといったことではなく、両方を並立で進めていくものだと考えております。

○石黒座長 どこまでかというのは、きっと人によって考え方に一定の違いはあるのでしょうし、市としてはここまでというものがある訳でもないということです。ただ、現状は少なくとも十分ではないので、市民自治によるまちづくりを進めていかなければいけないというのは、まさに自治基本条例の考えているところだと思います。

それが実際に進展していった場合、そこまで行くのかは分かりませんが、人によっては、これ以上の市の責任放棄は駄目でしょうと考える人、あるいは、いや、もっと自治を進めていかなければ駄目ですよと考える人が対立する状況が来るのかもしれませんが。

皆川委員、ゼロになっていくぐらいまで進んでいくほうが良いとお考えですか。

○皆川委員 当然、市のサポートは必要ですが、個人的には、市民ができることは市民で責任を持ってやるという方向が良いと思います。

先ほど柴田委員がおっしゃいましたことで、私は札幌市全体のことは分からないのですが、例えば、まちセンにしても、自主運営をやらせてくれという地域がある一方、人がいないからやりたくないというところがあるのです。それはどうしてそういうふうになるのか、少なくとも、条例で求めているのは、まちセンの自主運営をやらせてくださいとなるほうですよね。

人がいないからというところは、例えば、区役所の取組が悪いのか、これは全然分かりませんが、活動が活発ではないところがあり、これはどうしてなのか、そういう分析はされているのでしょうか。人がいないからというところに何とかしてやってもらう

ような施策なり何なりを求めるのがこの条例なのではないかなという気がするので、まちセンを拠点とした地域のまちづくりに関しては、どうやったらできるのかは分からないですけれども、現状評価の中でそういうマイナスなところにてこ入れをするみたいなことを盛り込めないのかなと思いました。

○石黒座長 ご趣旨は全く同じです。

そうすると、確かに、第23条の問題でもあるし、第29条、あるいは、第28条という複数の条文に関係するかと思います。

今ご指摘のように、今の話は、地域というか、場所によってかなり違って、進んでいないところがあるということでした。市民自治によるまちづくりという視点で見た場合、進んでいない地域をどう底上げするといいますか、進めていくためにはどういうことが必要なのか、それをここで取り組んでいかなければいけないというのは恐らく共通していると思います。

それをどういうふうにやるのがさらに必要かということまで出せばすばらしいですよ。市として支援するためにこういうことをやっていくのが有効ではないか、やっていくべきではないかということがございましたらご提案いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 今のまちセンの件について、私も地域でいろいろとやっていますので、感想を言います。

まず、まちセンについては自主運営まで行くのが理想だと思いますし、地域のまちづくりが非常に活性化し、自分たちでやることをやろうということで動いているという評価ができますので、目指すべきだと思っています。

ただ、町内会の役員もそうですし、まちセンもそうだと思うのですが、あくまでも拠点であって、組織でもありますので、ここにも出ていますけれども、担い手不足が一番大きな問題なのですね。

自主運営となりますと事務局機能を持たなければいけません。管理、運営も担わなければいけません。委託契約ということですが、そういった形で責任を持ってやらなければならぬということがあります。

ただ、自主運営をしていないからまちづくりがあまり盛んではないと言うのはちょっと言い過ぎかなと思ってまして、別に自主運営をしていなくてもかなり活性化している地域もありますし、サポートを受けながらも市民活動がかなり盛んな地域も結構あります。ですから、自主運営されていない、イコール、あまり活性化されていないということではないのです。その辺はきちんと整理し、考えながら進めていかれたほうがいいのかと思いました。

○石黒座長 貴重なご指摘をありがとうございました。

ほかにありませんか。

○皆川委員 私も実態を分からない中でお話ししているので、先ほどのような話になった

のですが、資料の14ページの第28条に関連して、地域住民の声を適切に取り上げて市政に反映するように努めているという評価がまちづくりセンターに対してされている訳です。

自主運営されていないけれども活発なところもあるのだよというお話でしたが、そういう実態の評価というのはどうやって行うのでしょうか。その実態の評価方法を確立しないと、どう対処したらいいのかが分からないので、こんな評価の方法がありますよというものをお教えいただければありがたいです。

○石黒座長 我々は、このやり方が自分たちの考え方に基づくまちづくりになっていると思っているのですよと言ってやっている地域に対し、いや、あなた方の地域は遅れていますよとほかのところの言ったら、ふざけるなよとなってしまいます。

そういう意味では、自主運営についても、それは一つの重要なやり方だけれども、それが全てではないですし、うちのところは、そういうやり方ではなく、違う選択をしてやっている、それを市としては支えていくということだけれども、やってくださいという方向でやっているだけではないということになるのですか。

○事務局（植木推進係長） まさにおっしゃったとおりで、例えば、私どもから積極的にどんどんやりませんかみたいなお声がけをする方向性はございません。

自主運営について、このようなメリットがありますといった情報提供などを行っている一方、こういった負担もあるのが実情ですといったことも併せてお伝えしております。

自主運営というのはあくまで一つの方法であって、これで正解というものでもありません。ただ、こういった方法によるまちづくりを選びたいと思っていただけたところがあれば、それに対して必要な支援をしていくということで、あらゆるところにやりませんかとお声がけをしていくようなスタンスではないということです。

○石黒座長 そういう意味では、やっているところが何か所ありますということは数値として出せるけれども、それをどう評価するかは難しい面があるのかもしれないですね。それよりも大本の町内会の加入率がどんどん下がっている、自主運営というレベルよりももっと低いレベルと言ったら変だけれども、地盤的な部分で厳しいところが現状としてはあって、それにどう取り組んでいくかということが大きな問題となっているのかもしれないですね。

しかし、そうなりますと、評価指標は難しいですね。

○鈴木委員 評価指標につきましては事務局にお任せしたいと思いますが、皆川委員がおっしゃったように、やはり、ある程度の状況が把握できないと目標設定もできませんよね。先ほどの話ではないですけども、札幌市は、まちセンから、例えば、活動状況の報告をしかるべき部署で受けていると思うので、イベントの数や参加者数、また、まちセンは場所貸しもしているので、そういった活動の報告数などのデータは収集したりされているのでしょうか。

今お分かりになればお答えいただきたいのですが、お分かりにならないければ、どういっ

たデータが取られているのかを調べていただきたいと思います。

○事務局（植木推進係長） 近いものとしましては、前回の第5回市民自治推進会議で資料2としてお配りしたものがあります。

2枚目の（2）と書いてあるところですが、第28条に関する幾つかのデータを資料として提示していました。左下ですが、地域まちづくり活動事例数の推移として、まちづくりセンターが関わって報告を上げている地域のまちづくり活動の事例数に関する調査を毎年行っております。

参加者数のデータまではないのですが、このように事例数として報告いただいた数を上げております。数でいえば、継続事例数という指標が、各年度において実際に行われている活動事例の数となります。

ご覧いただくと分かるとおり、極端に増えたり減ったりというよりは横ばい傾向と言えるかと思うのですが、そういう意味では、継続してこういった活動が行われているという捉え方もできると考えております。

○皆川委員 これは各まちセンごとに分かるのですか。

○事務局（植木推進係長） 中身としては、各まちセンから報告を上げていただいております。

○石黒座長 まちづくりセンターを拠点としたまちづくりを進めていく、それが市民自治によるまちづくりにおいて非常に重要なものであると位置付けている、しかし、自主運営ありきというか、のみという訳ではないということですね。また、まちづくりセンターを拠点とした市民自治によるまちづくりが必ずしも進んでいるとは思えないところもあるという印象は持っているということもありました。

○柴田委員 分かればでよろしいのですけれども、まちづくりセンターは、ほとんどのところで連合町内会の事務局を置いているのですか。それとも、センターとは別なところに置いているのですか。というのは、豊平地区の場合ですと、まちづくりセンターの中に連合町内会の事務局を置いているのですよ。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 87のまちづくりセンターがありますが、そこでは、連合町内会の事務局としていろいろな文書を一時的に取り扱っております。

また、私どもの市の職員がいるまちづくりセンターは、まちづくりを進めていくということは当然ありますが、それ以外にも、福祉や災害について、さらには、苦情、市や区に対する要望も聞き取り、関連部署につなげていくという役割もあります。自主運営まちセンはそういった総合的な部分も担っていくということがあるものですから、発意がないと地域でそれだけの責任を持ってないとなり、なかなか手を挙げづらいのが現状です。

ですから、各地域の活性化については、自主運営まちセンであっても、市の職員がいるまちづくりセンターであっても、町内会や連合町内会の活動、見守り活動をそれぞれきちんと活発にやっているということです。ただ、責任感という意味では、総合的に地域の責任を負っていかないといけない部分もありますし、一、二年ではなく、ずっとやっていく

ぞという覚悟も必要になってくるかと思えます。

○柴田委員 自主運営をするように進めていっても、今聞くと、ハードルが相当高いですよ。やはり、市の方がいらっしゃらないと、どうも指揮、連絡網が良くないといえますか、一般の町民がその自主運営をすることはハードルが高くて大変だろうし、間違った方向に行ってしまったらと思うので、私としては、市の職員が1名なりいらして、あとは町内の数名でもってそれをお手伝いすることはいいけれども、まるきりの自主運営はちょっとつらいのかなと思いました。

○石黒座長 ほかにありませんか。

○宮本委員 今のまちづくりセンターのお話の中で、場や機会、情報の提供というのは、イメージもできるし、センターなので箱があるのだなというのは想像がつくのですが、やっぱり町内会だったり、地縁組織の運営の相談に乗れるのかどうかというところも支援の一つとしてすごく大事だなと感じるのです。会計で困っているとか、構成員で困っているとか、そういう運営に関してのサポート機能がセンターにあるのかなというところが気になりました。

NPOの運営相談ができる場所というのは、民間にも札幌市や道にもあるのですが、今の話を聞くと、まちづくりセンターにはあまりないだろうなという想像が何となくできるので、私は、運営の相談ができる機能を持つことも必要ではないかと思っていました。

でも、それは多分、市役所の職員の方にも限界はあるだろうし、地域の方にも限界があるだろうと思うので、ある程度の専門性や経験のある方がそこにおいて、機能を持つことが必要なのではないかと感じたところです。

○石黒座長 自主運営の話については、なかなか難しい部分もあるという指摘がありましたが、今の話は、逆に、まちづくりセンターを拠点としたまちづくりを進める上で、市のサポートが十分でない部分もあるのではないかという認識と、気になっているところがあるということなのでしょう。

○宮本委員 大きく言えば、そうですね。でも、私は、必ずしも市の職員がいるということに限らないと思っています。何か、専門員を置いたり、そこを充実させる取組や施策がもしかしたら必要なのかなと思いました。

○石黒座長 資料1の14ページの第3次の市民自治推進会議における評価のところはこの条項のことが出ていますよね。

ただ、それとはまた別というか、今次のこの会議でも提言ないし指摘すべきことにつながるものとして、今、専門性を持ったサポートが必ずしも十分ではない部分があるのではないかという感じを持っておられるということですね。

○宮本委員 運営に関することです。

○石黒座長 ほかにありませんか。

○武岡委員 まちづくりセンターは、前市長の時代に連絡所からまちづくりセンターへ改組し、自主運営を始められて、かつ、前市長は、選挙の際のマニフェストでいつまでに何

か所を自主運営化すると掲げていたのです。最終的には達成できなかったのですが、現市長は、そういったことを全くマニフェストに掲げておられません。私が調べた限りでは、マニフェストにまちセンに関する項目はありません。今後、札幌市がまちづくりセンターをどうしていきたいのか、正直分からない状況になっています。

少し前に道新でも取り上げられており、市長に記者会見か何かで質問があったようですが、市長からは自主運営化で何か妨げになっているようなことがあれば対応したいというお答えだったようです。

また、月寒は自主運営を返上しましたが、あそこは諸証明の即時発行をやっており、数が多かったので、大変だったのです。ほかのところは即時発行をやっていませんし、件数もすごく少ないから大丈夫だと思うのですが、自主運営で即時発行もやっていたため、かなり負担が重かったということですね。私は、返上する前に話を聞いたことがありますが、そういうふうにおっしゃっていたので、ネックになっているのは諸証明の発行事務なのではないかと思って調べたのですけれども、概してまちセンで行っている諸証明の発行件数というのはすごく少ないです。

ほとんどのところでは即時発行をやっていないので、受け取るためには出直さなければいけない、それなら、車で区役所まで行ったほうが早いとか、コンビニでも発行できるしという方が増えているので、地域の中でやらなくてもいいという合意が取れば、諸証明の発行事務を外すという柔軟なことも必要なのではないかなと考えています。

先ほど、柴田委員からお願いがあって、まちセンの資料をつくっていただけるようなので、また次回以降、話し合ってはどうかと思っています。

私もまちセンについては気になっていまして、たしか、前回もご質問をしたのですが、新たな活動の場創設支援事業は国が進めている「小さな拠点」絡みなのですか。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 違います。

○武岡委員 独自のものなのですね。まちセンを拠点としたまちづくりと掲げていながら、新たな活動の場というのもやられているということですので、それとまちセンとの兼ね合いをどうするのかというのはやはり整理が必要な気がします。

一方、町内会については、自治基本条例の中で第28条の第2項にしか出てきていません。そして、まちづくりセンターは、町内会などが行うまちづくりに対してという目的語というか、いわゆる客体として出てきていて、主語としては出てこないのです。でも、それに対して加入促進事業をやろうとしているということなので、その点も整理が必要かなという気がしていますし、確か、つい先日、町内会の最新の加入状況が発表されて、過去最低ということもありましたので、そういったことも気になります。

○石黒座長 まちづくりセンターを拠点としたまちづくりでも、現実には、町内会が大きな役割を果たすことは間違いないと思いますが、まさに、今、その条例を検討されているという話でしたよね。

ただ、先ほどもあったまちづくりセンターを拠点としたまちづくりについては、前市長

の目玉というか、中核だったということです。第3次推進会議のとき、市長が代わってもまちづくりセンターを拠点としたまちづくりをやろうとしているのですかと私が言ったら、そのとおりですということでした。ただ、拠点としたまちづくりをどういう形で進めていくかはきっと時代によっても変化していくかもしれません。

今あった自主運営ということも一つですけれども、そればかりではないですし、なかなか大変なこともあるということでした。そういう意味では、拠点としたまちづくりとして、自主的な市民自治によるまちづくり活動を支える、あるいは、促進するために、十分に機能しているのかどうか、機能させるためにはこういうことが必要など、先ほど宮本委員からもありましたけれども、そういうことであれば、ここでまたさらにこういうこともやっていく必要があるのではないかと提言することは必要かと思います。

ただ、それは、今日ではなく、次回でも、新たにこういうことがあるのではないかとということを出していただければと思います。

では、第28条、第29条の途中ですが、そろそろ時間が来ましたので、続きは次回といたします。その前の条文やアンケートを詳しく見てみたら別のことが必要になってきたということがあれば出していただければと思います。本日のところは第29条の途中で終わったということにしたいと思います。

○皆川委員 最後に非常に興味深いお話を聞かせていただきました。

まちづくりセンターの自主運営化は、前市長の公約であったというお話を初めて知ったのですが、それに対して、先ほど事務方から、私たちから自主運営を勧めることはありませんという説明がありました。ただ、そこには大きな方針転換があったのかなというふうに普通は考えると思います。今回は、多分、第28条辺りから深いお話が必要になると思いますので、そこら辺の経緯が分かるような資料を用意していただきたいと思います。

○事務局（柴垣市民自治推進課長） もう一度説明させていただきたいのですが、勧めないということではなく、積極的に勧めないということでございます。

というのは、自主運営のまちづくりセンターがどういう活動をしているかという報告会を必ず1年に1回やっています、その席上に、自主運営に興味のある連町を中心とした方々をお呼びして、こういうふうに活動されて、こういうふうに自由に活動ができますよということをご紹介します。

また、私どもとしては、自主運営をやりませんかということで、出前講座も用意しているのですが、お呼びがかからない状況です。市長が代わって、全てが公約に盛り込まれる訳ではないのですが、政策として自主運営は積極的に勧めづらいいのですけれども、自主運営を進めているという立場は変わっていないということでございます。

○皆川委員 非常に分かりづらいです。

○石黒座長 途中ですが、時間ですので、今回は、ここから残りの部分を検討していくことにしたいと思います。

次回の会議は、行程表によると、自治基本条例全体について、これまでの議論を振り返

って改めて検証し、提言の方向性についてまとめていくこととなります。

ただ、今日の続きの部分や、さらに前の部分も含めて、もっといろいろ出てきて、時間が足りないということになれば、またご相談させていただいて、場合によっては予定よりも回数を増やさなければいけないということもあるかもしれません。

それから、時間的に大丈夫かという感じもありますが、一番最初にやっていた市民参加条例の制定の必要性について、提言をどうしていくかも併せて検討していきたいと思っております。

○宮本委員 次回の進め方についてですが、私たち側がどういう準備をしてくればいいのかというイメージがいまいちできていません。やる内容はお聞きしたのですが、これまでみたいに、条例に対して、聞きたい、意見があるということだけではないような気もしているので、今の時点でこういう準備や心構えをして次回に臨んだほうが良いということがあればお聞きしたいなと思いました。

○石黒座長 考えているのは、今日、また新たに出た部分が資料1の現状評価・課題抽出のところに入ると思うのです。それはご自身が出されたこともあるし、ほかの方が指摘されたりしたことが入っている訳です。それらを踏まえ、この会議として、こういう取組をすべきだ、あるいは、この条文はこう変えるべきだという提言をする場合もあるでしょうし、こういうことも考えていかなければいけないという指摘や意見になるかもしれません。

そのようにどういう方向で提言するかを考えるので、今までご自身が出されたこと、それから、ほかの方が出されたことが入っているか、それから、場合によっては、自分はそれについて反対だということもあるかもしれませんが、そういう整理をしたいということです。

それから、まだ続きの部分の条文もありますし、もう終わったところについて、前のときは言わなかったけれども、こういうことも必要だということがあれば、そのときにまた言っていただくこととなります。

また、市民参加条例の制定の必要性については前にやって、それぞれの方から一定の意見が出されました。まだ制定の機は熟していないかというところで終わっていましたが、その後、ほかの条文を含めて検討してきている中でお考えが変わっておられる場合もあるかもしれません。それについて提言でどうするかを決めるので、改めてお考えを整理しておいていただきたいということです。

○宮本委員 今までの自分の意見とほかの方の意見も読んで、こことしての共通はこれかな、これが提言の言葉になりそうかなということイメージすることと、参加条例の話がいま一度あるということですね。

○石黒座長 ほかにありませんか。

○武岡委員 次回は、5月か6月ぐらいということでしたでしょうか。たしか、夏に最終的な提言をとということだったと思いますが、それまでにあと何回ぐらい会議を開こうと考えておられるのでしょうか。

○事務局（植木推進係長） 合計9回というのが一番初めに立てたスケジュールですので、予定では残り3回となります。

○石黒座長 予定では、最終回は案を検討した上で最終的にこれを提言書としてよいかを決める感じでしたよね。

○事務局（植木推進係長） 最終回については、予定では、ほぼ形にした提言書について、これでよろしいかどうかの最終確認をしたいと考えておりました。

○石黒座長 そのとおりでいくと、実質、あと2回で提言の内容を決めることとなります。8回目でいろいろな意見を受けて案の最終修正をして、最後の9回目で完成版を確認し、決定することになるということです。

ただ、次回、残りの条文をやって、全体についてもいろいろ確認して、提言書の方向としてはこういう感じですねということを受け、8回目にその案を検討していただくことになるので、次回、案を検討いただく段階まで持っていけないと、もしかしたら予定の9回では終われなくなるかもしれません。

ただ、だからといって、検討、議論を十分にしないまま、とにかく提言書を作ろうとは考えておらず、必要な場合は十分にご議論をいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長 ありがとうございます。

それでは、本日はここまでとさせていただきます。

今日新しく出た資料もありますが、さらにご検討される中でこういう資料も必要だというものがあれば事務局にご要望をいただければと思います。

それでは、これにて本日の第6回目の会議の議事を終了とさせていただきます。

最後に、事務局からお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 事務局からの連絡事項になります。

本日は、長時間にわたりましてご議論をいただき、ありがとうございました。

次回については、武岡委員からもありましたように、5月頃をめどに開催したいと考えております。日程調整につきましては、別途、担当からご連絡を差し上げますので、皆様、ご多忙のところを申し訳ございませんが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

第7回の会議に際して、今、この場で発言がなかった資料につきましても、事務局に言うていただければ追加で用意したいと思っておりますので、ご遠慮なく申し付けていただければと思います。

最後に、皆さんもご存じかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の関係で、昨日の報道では、変異株について、これまでのウイルスと比べると2倍近い感染力があるということが言われております。

今の時期は、就職や転勤、卒業、進学等に伴う人の移動が大変多くなります。皆様も学校や地域で集まり等があるかと思いますが、感染リスクの高い行動は極力避けていただき、皆様の周りにもそうお伝えしていただければと思います。

また、これまでも手指消毒をされていると思いますが、消毒液があるところではやっていただくことが肝要かなと感じておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○石黒座長 ありがとうございます。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。

長時間、ありがとうございました。

以 上